

飼養衛生管理基準(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)における病原体の侵入防止等対策の措置状況 新

○ 家畜の所有者が遵守すべき「家畜防疫に関する基本的事項」として1～12を規定。

感染源		対策の実施場所(衛生管理区域内)				
分類	種類(代表例)	境界		敷地	関連施設	畜舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	13 <u>14</u> 15 <u>16</u>	35			25 <u>26</u>
物品	車両、重機	<u>17</u>	36			<u>28</u>
	器具、機材	18 19	37 39	<u>28</u>	27	27 <u>28</u>
	飼料、敷料	20 <u>21</u> 22				20
野生動物	野生いのしし	<u>23</u>				
	ねずみ、たぬき	<u>23</u>		<u>32</u>	29 30 <u>31</u>	29 30 <u>31</u>
	野鳥				29 30	29 30
	はえ、ダニ				<u>31</u>	<u>31</u>
飼養環境	土壌、粉塵			<u>32</u>	33	33
家畜	死体、排せつ物		38 39	38	33	33
	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊	24	39 40			34 39 40

注) 1. 数値は該当項目、うち丸囲いは新設又は内容を追加した項目。
 2. 下線のある数値は、野生動物での家畜伝染病の感染確認地域における追加措置が規定された項目。
 3. 見え消しの数値は、豚の基準の項目を反映しない項目。

現行飼養衛生管理基準(牛等)における病原体の侵入防止等対策の措置状況 旧

感染源		対策の実施場所(衛生管理区域内)			
分類	種類(代表例)	境界	敷地	関連施設	畜舎
人	従業者、外部者	5 6	×	×	5
物品	車両、重機	4	×	×	×
	器具、機材	7 8 15	×	12	7 12
	飼料、敷料	×	×	×	10
野生動物	ねずみ、たぬき	×	×	11	9
	野鳥	×	×	11	9
	はえ、ダニ	×	×	×	×
飼養環境	土壌、粉塵	×	×	12	12
家畜	死体、排せつ物	15 19	19	12	12 13
	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊	15 16 18	×	×	15 16 17 19

注) 数値は該当項目。

飼養衛生管理基準(鶏、その他家きん)における病原体の侵入防止等対策の措置状況

新

○ 家畜の所有者が遵守すべき「家畜防疫に関する基本的事項」として1～1042を規定。

感染源		対策の実施場所(衛生管理区域内)				
分類	種類(代表例)	境界		敷地	関連施設	畜舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	13 14 15 16	35			25 26
物品	車両、重機	17	36			28
	器具、機材	18 19	37 39	28	27	27 28
	飼料、敷料	20 21 22				20
野生動物	野生いのしし	23				
	ねずみ、たぬき	23		32	29 30 31	29 30 31
	野鳥				29 30	29 30
	はえ、ダニ				31	31
飼養環境	土壌、粉塵			32	33	33
家きん	死体、排せつ物		38 39	38	33	33
	鶏、その他家きん	24	39 40			34 39 40

注) 1. 数値は該当項目、うち丸囲いは新設又は内容を追加した項目。
 2. 下線のある数値は、野生動物での家畜伝染病の感染確認地域における追加措置が規定された項目。
 3. 見え消しの数値は、豚の基準の項目を反映しない項目。

現行飼養衛生管理基準(鶏等)における病原体の侵入防止等対策の措置状況

旧

感染源		対策の実施場所(衛生管理区域内)			
分類	種類(代表例)	境界	敷地	関連施設	畜舎
人	従業者、外部者	5 6 7	×	×	5 6
物品	車両、重機	4	×	×	×
	器具、機材	8 9 18	×	15	8 15
	飼料、敷料	×	×	×	11
野生動物	ねずみ、たぬき	×	×	12 14	10 12 13
	野鳥	×	×	12 14	10 12 13
	はえ、ダニ	×	×	×	13
飼養環境	土壌、粉塵	×	×	15	15
家きん	死体、排せつ物	18 22	22	15	15 16
	鶏その他家きん	18 19 21	×	×	18 19 20 22

注) 数値は該当項目。

飼養衛生管理基準(馬)における病原体の侵入防止等対策の措置状況

新

○ 家畜の所有者が遵守すべき「家畜防疫に関する基本的事項」として1～6+2を規定。

感染源		対策の実施場所(衛生管理区域内)				
分類	種類(代表例)	境界		敷地	関連施設	畜舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	13 ⑭ ⑮ ⑯	⑳			25 ㉔
物品	車両、重機	⑰	36			⑳
	器具、機材	⑱ ㉑	㉒ ㉓	㉔	27	27 ㉕
	飼料、敷料	20 ㉖ ㉗				20
野生動物	野生いのしし	㉘				
	ねずみ、たぬき	㉙		㉚	29 30 ㉛	29 30 ㉜
	野鳥				29 30	29 30
飼養環境	土壌、粉塵			㉚	33	33
家さん	死体、排せつ物		38 39	38	33	33
	鶏、その他家さん	24	㉞ 40			34 ㉟ 40

注) 1. 数値は該当項目、うち丸囲いは新設又は内容を追加した項目。
 2. 下線のある数値は、野生動物での家畜伝染病の感染確認地域における追加措置が規定された項目。
 3. 見え消しの数値は、豚の基準の項目を反映しない項目。

現行飼養衛生管理基準(馬)における病原体の侵入防止等対策の措置状況

旧

感染源		対策の実施場所(衛生管理区域内)			
分類	種類(代表例)	境界	敷地	関連施設	畜舎
人	従業者、外部者	×	×	×	5
物品	車両、重機	4	×	×	×
	器具、機材	×	×	9	9
	飼料、敷料	×	×	×	7
野生動物	ねずみ、たぬき	×	×	8	6
	野鳥	×	×	8	6
飼養環境	土壌、粉塵	×	×	9	9
馬	死体、排せつ物	14	14	9	9 10
	馬	11 13	×	×	11 12 14

注) 数値は該当項目。